

2 . 寺班変更願

すべての寺院は寺班に列するものとし、別に定める規定に従い、寺班の変更を願ひ出ることができます。 [類聚規程 2②・5]

寺班の変更には、当該寺院の懇志又は旌功状を使用します。

[類聚規程施行条例 5]

- (1) 申請者 当該寺院の住職又は住職代務
- (2) 寺班の区分

寺班は、顕座・親座・直座・特座・正座・上座・本座・列座の 8 座とし、各座について 7 席の区分を設けます。 [類聚規程 2①]

[註] 新たに設立された寺院は、設立登記を完了した日をもって寺班列座 7 席に列せられます。 [類聚規程 2③]